国自旅第544号の2 令和5年3月24日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国 土 交 通 省 自動車局旅客課長 (公 印 省 略)

令和5年度税制改正に伴う条例バス車両に係る特例措置の対応について

今般、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱がとりまとめられ、令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立すれば、都道府県の条例で定める生活交通路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車税(環境性能割)に係る税制特例措置については延長されることとなります。

本特例措置の対象車両については、引き続き以下のとおりですので、ご承知おきいただくとともに、本特例措置の延長に当たり、総務省から近年の適用実績が低調であり十分な活用がなされていないのではないかなどの指摘を踏まえた取組みを下記のとおり行う必要がありますので、今後適切に取扱われるよう、傘下会員等への周知のほどよろしくお願いします。

記

1. 本特例措置の対象車両

道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者が都道府 県の条例で定める生活交通路線の運行の用に供するために取得した乗合バス車両

- 2. 本特例措置の適用期間(令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立した場合) ・自動車税(環境性能割): 令和5年4月1日~令和7年3月31日
- 3. 本特例措置を受けるために必要な手続きの把握及び周知

本特例措置は車両取得時の手続段階で適用されるものではなく、車両取得後に都 道府県の条例で定める生活交通路線を運行している旨の書類を都道府県税事務所 に提出する等の各都道府県において定める所定の手続きを行うことにより、納付済 みの自動車税(環境性能割)が還付されるものである。 本特例措置の延長に当たり、総務省から近年の適用実績が低調であり十分な活用がなされていないのではないかなどの指摘が引き続きあることから、今後、バス事業者における本特例措置の適切な活用が図られるよう、各地方運輸局等と連携し、各都道府県において定める本特例措置の適用に必要な手続きを把握するとともに、各地域のバス事業者に対して本特例措置の適切な活用及び適用に必要な手続きについて周知されたい。

4. 本特例措置の適用実績の把握

本特例措置は地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通の確保・維持・改善を図るために税制として措置されたものであり、また、引き続き本特例措置の適用期間の延長等を総務省に要望していくためには、適用期間中における適用実績を的確に把握することが必要である。

このため、毎年度、本特例措置の適用実績(件数、還付額等)について調査依頼させていただくので、適切に対応されたい。